

## トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校学校評価実施規程

### (趣旨)

第1条 専修学校設置基準の一部改正により、専修学校の教育活動の状況について自己点検と評価の実施、その結果の公表が努力義務とされることになった。これにより、本校としてこの実施規程を定めるものとする。

### (対象の分野)

第2条 この規程に定める学校評価の対象分野は、次の3分野とする。各評価項目・内容については別に定める。

- (1) 学校(教職員)の自己点検・自己評価
- (2) 学校関係者による学校評価
- (3) 第三者による学校評価

### (評価の実施組織)

第3条 これらの評価を円滑かつ適正に実施するために、学校長、教務部長、事務部長による運営会議を設ける。

- 2 第2条(2)の学校関係者による学校評価は、保護者、卒業生、学識経験者及び学校と直接の関係のある者で構成する学校関係者評価委員会で実施する。

### (運営会議及び学校関係者評価委員会の任務)

第4条 運営会議は、次の事項について企画策定実施する。

- (1) 第2条に定める分野の評価項目、内容を決定する。
  - (2) 第2条の実施及び結果の集約と報告書を作成する
  - (3) 学校評価に関する改善課題の明確化と措置を検討する。
- 2 学校関係者評価委員会は、学校が実施した自己評価などについて評価する。

### (結果の公表)

第5条 学校評価結果の公表は、次の各号とする。

- (1) 現在在学している本校学生の出身高等学校
- (2) 本校学生の就職先機関、関係団体
- (3) 本校学生及び保護者
- (4) 関係行政機関
- (5) 本校ホームページ

附則 この規程は、平成25年(2013年)11月25日から施行する。

この規程規定の第2条の(3)に定める第三者評価については、その方法など検討するために、当分の間は実施しない。